事務局ニュースNO.13-06 2014. 1. 17 埼玉県学童保育連絡協議会
〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1藤本ビル３Ｆ
TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572
http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Ｅメール gakudoust@yahoo.co.jp
【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

①知事への陳情署名は２月14日に届けます　２月12日必着で送って下さい！
②政府の来年度予算案発表　通常予算とは別に51億円を予算化
初めて「常勤的非常勤」配置を計上！
③「私たちが求める学童保育の基準と内容」を届けるとりくみを進めましょう！

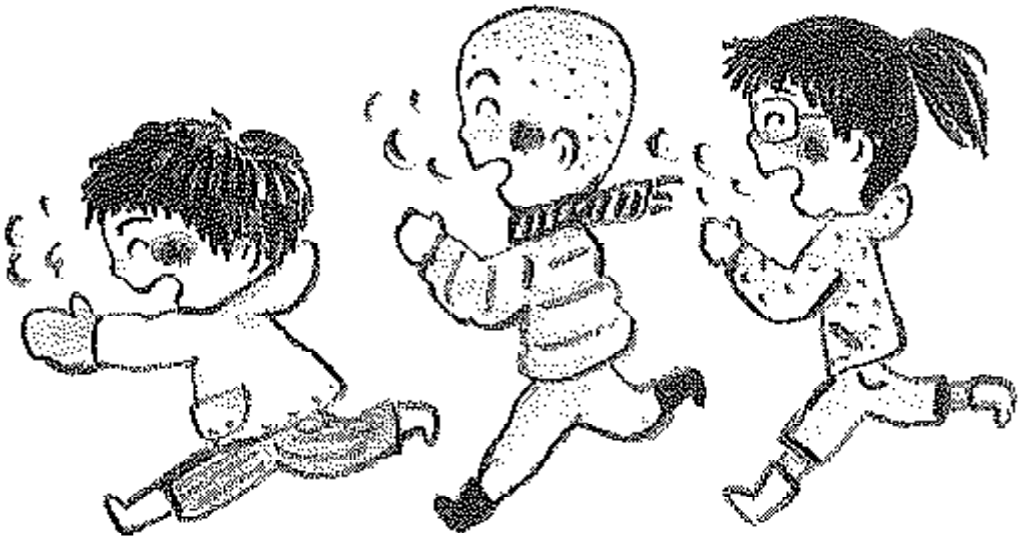

■ 県連協からの報告（^_^）v

１．子ども・子育て支援新制度をめぐる動き

＊「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が最終「報告書」をとりまとめ

2013年12月25日、厚生労働省は、社会保障審議会内に設置された「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」の最終報告書（以下、「専門委報告書」）を発表しました（**※添付した「報告書の概要」参照（ｱｲﾎﾞﾘｰ）。また、詳しい説明は添付した『全国運営委員会ニュースNo.３』（ｼﾛ）参照**）。これをもとに厚生労働省として３月末までに、市町村の基準づくりの元となる「省令＝厚生労働省の命令」を示すことになります。

「報告書」全文は、厚生労働省のＨＰで見ることができます。

２．政府の来年度予算案が発表されました

＊これまでの厚生労働省の補助金332億円に加えて、内閣府が51億円を新規計上！

12月末に来年度の政府予算案が発表されました。

厚生労働省の学童保育関係予算は総額332億2,300万円で、前年比16億4700万円増。

これとは別に、子ども・子育て支援新制度の先行的な実施として、午後６時30分を越えて開設し、１日８時間、毎日勤務する指導員を配置する学童保育に対しては、これまでの厚生労働省の運営費補助金に、内閣府予算で国費ベースで51億4,800万円（都道府県と市町村の負担を加えた公費ベースでは154億円）を追加することとなりました。

現在国は運営費補助単価として、「非常勤職員」１人に付き年額、130～150万円という考え方をしています。全国連協の説明によると、「子ども・子育て新システム」の議論の中で厚生労働省は1人年額、450万円「常勤指導員」という考え方を示しましたが（2010年12月）、今回のものは、「その中間」という位置づけの職員として「常勤的非常勤職員を配置する」という考え方を示したものです。全国連協の試算によると、現在の単価130～150万円に200万円が追加できる。つまり、330～350万円となるとしています。**（※詳しい説明は添付した『全国運営委員会ニュースNo.３』参照）**

追加の200万円について、従来の厚生労働省予算と同様に３分の１は県と市町村の負担となり、それぞれで予算化が必要となります。２月ないし３月定例議会にかかる当初予算案として盛り込まれない可能性が高く、６月等の補正予算に要求していくことが必要となるものと思われます。

３．埼玉県の動き

（１）県が、「放課後児童クラブ運営基準の点検結果」を公開しました（１月14日）

県は、「放課後児童クラブ運営基準」（2004年３月策定）にもとづき、04年度から毎年、市町村に対して運営基準に掲げる225項目について実施状況を点検調査し、その結果をホームページで公表しています。県少子政策課は、今年度の調査結果を市町村へ通知し、併せて１月14日、県庁ＨＰでも公開しました**（▲別紙ﾗｲﾄﾋﾟﾝｸ・一部）**。

県庁ＨＰを閲覧して、内容を是非、確認して下さい。「運営基準点検表集計結果」は、調査結果の概要となっています。また、「各市一覧表」「各町村一覧表」は、政令市（さいたま市）と中核市（川越市）を除いた全市町村の結果が各市町村のクラブ分の集計という形で掲載されています。

みなさんのそれぞれの地域で、①そもそも、市町村が正確に調査を行っているか　②何が自分の地域の課題・問題かを、全県や他市町村との比較で明らかにして話し合って下さい。

（２）平成25年度放課後児童クラブ新任指導員研修会（第13回学童保育新人指導員研修会／県連協と共催）を開催します　３月９日（日）　於：市民会館うらわ

市町村を通じてクラブへ案内が届き、各クラブから市町村を通じて参加を申し込む形となります。

県連協からのお知らせ・お願い　(^0^)

1．知事陳情署名を２月14日に県へ届けます。12日までにお送り下さい

11月の県との話し合いに続いて、陳情署名で要望を後押しします。２月14日（金）、県当局との懇談の場においてお渡ししますので、12日、必着で県連協事務局までお送り下さい。

2．第４回代表委員会のお知らせ　今後の「新制度」へのとりくみを討議

□日時：２月15日（土）18:00開場、18:15開会
□会場：さいたま市与野本町コミュニティセンター
【県連協から報告】①「子ども・子育て支援新制度」の動き（「専門委報告書」、県連協のとりくみ等）、②来年度政府予算案等
【各地から報告】「新制度」についての市町村の動きと地域連協・クラブのとりくみ
【議題・交流】①「新制度」への今後のとりくみ～学童保育の基準と事業計画づくりに向けて②その他

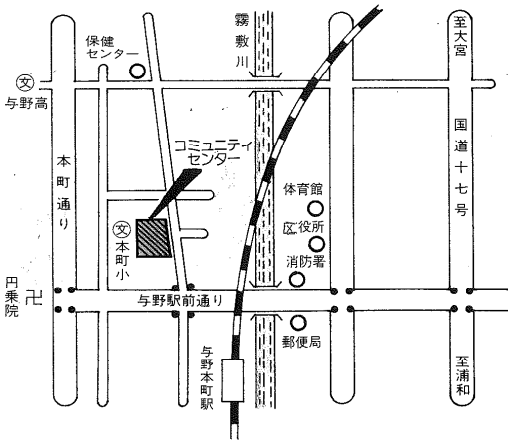

3．「子ども・子育て支援新制度」　埼玉県連協　今後のとりくみの方針

１月の県連協運営委員会（役員会）で、「子ども・子育て支援新制度」についての今後のとりくみ内容について討議しました。地域連協・クラブでは、条例化と事業計画づくりに当たって、**「私たちの願いを反映した条例と事業計画づくりを」シート（▲下記）**を活用して、とりくみを進めましょう。

（1）埼玉県の施策や予算と関わるとりくみ

1．「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」と「省令」との格差を埋めるとりくみを進めます

【趣旨】「専門委報告書」をもとに、厚生労働省は基準を「省令」で示します。11月19日の県との話し合いにおいて「条例化に当たって『県最低基準』の創設を／埼玉県単独補助の継続を」の要望に対して県は、「今後とも引き続き、『運営基準』に沿った運営を行うよう市町村に働きかけていきたい」「国・県・市町村の負担割合は残る、現在の枠組みで行くと思っている。現時点では、今の状態を続けて行きたい」と回答しました。
　特に、「専門委報告書」は「おおむね40人まで／職員2人以上」、「うち1人以上は有資格者」としています。「県運営基準」は、「19人までで2名以上、20人以上で3名以上」、「常勤指導員を複数配置することが望ましい／常勤指導員については有資格者」としており、その差は歴然です。

①埼玉県として３月以降の市町村の担当者会議等において県の考え方を伝えてもらう
②地域連協等の市町村の「条例化」等のとりくみの中で私たちの要求を届けていく

2．新制度の下で政令市＝さいたま市、中核市＝川越市　の県の支出部分の確保を行わせます

【趣旨】現在、さいたま市と川越市は、国から直接補助となっており、県は関与していません。しかし、「新制度」では、政令市と中核市についても県負担分（国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3を想定しています。

①県連協として　県に対して要望していく。
②全国連協として　国に対して都道府県への政令市・中核市分の負担の補填を要望していく

（2）「新制度」　市町村に対してとりくみの支援　学習会＋県連協としての方針の提示

1．加盟地域・クラブに対する支援を進めます

①子ども・子育て会議メンバー等を対象とした対策会議の開催　当面２月末の実践交流会にて
②県連協として**「私たちの願いを反映した条例と事業計画づくりを」シート（▲別紙ﾗｲﾄﾌﾞﾙｰ）**をつくりました。これを活用して市町村や子ども・子育て支援会議へはたらきかけて下さい。

2．未加盟地域も含めた支援を進めます

①２月５日、７日**「市町村放課後児童クラブ担当者を対象とした『子ども・子育て支援新制度』学習会　パート２」（▲別紙ｼﾛ）**を開催します。地域連協からも参加を呼びかけて下さい。
②県連協として　**「私たちの願いを反映した条例と事業計画づくりを」シート（▲上記）**を示して、私たちの願いを伝えます。

（3）「新制度」の下での研修会（県が実施、委託も可）の実施方法と体制について

【趣旨】「専門委報告書」は、指導員の資格について「『児童の遊びを指導する者』であって、研修を受講した者とする」とし、この研修会は都道県が行う（委託も可）ものとしました。どういう科目を何時間、履修するかは厚生労働省が今年10月までに策定します。
例えば、１人30時間の研修を1,100人（１クラブで１人の資格所持者として）が行うとして、１日５時間×６コマ　220人規模で５回実施　するというものとなります。
※他の事例　「家庭的保育事業」従事者の資格認定研修
「基礎研修」として講義等２１時間＋実習２日間以上。
「認定研修」として、看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（１年以上）の場合
講義等（４０時間）＋保育実習(Ⅰ)（４８時間）の計８８時間　。

1．県連協として　現場の立場から「研修カリキュラム」の内容と進める体制を検討します

埼玉県連協・県指連協はすでに2001年に「カリキュラム」を作成しています。今日の視点から改訂を進めます。同時に、対象者に対して、どういう体制・しくみで研修会を実施するかを検討します。「指導員の研修カリキュラムづくり専門委員会」（仮称）をスタートさせます。

2．上記内容を埼玉県に提案し、県と共に研修を進めます

（4）参考　2015年４月までのスケジュール

（▲別紙ﾗｲﾄﾌﾞﾙｰ「**子ども・子育て支援新制度のとりくみ　スケジュール**」）